

事務事業 No./名称	■サービス部門 まち-01 都市政策事業 □支援部門									
主管課	まちづくり政策課	関連課								
分野名	市街地整備									
目標 (目標値)	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進する。									
人口等のデータ	データ区分	24年度	23年度	22年度	備考					
	人口	177,224人	177,204人	177,161人	・各年4月1日 (住民基本台帳)					
	世帯数	79,669世帯	79,217世帯	78,812世帯						
運営資源状況	事業の対象者数									
	決算値(千円)	775	519	811						
	(国・県)									
	(負担金等)									
	(一般財源)	775	519	811						
	人員配置数	5.0	4.0	4.0						
	人件費(千円)	41,307	36,987	37,129						
事務事業運営経費	協働のパートナー	まちづくり市民団体	まちづくり市民団体	まちづくり市民団体						
	総事業費(千円)	42,082	37,506	37,940						
	市民1人当りの経費(円)	237	212	214						
ベンチマーク (県内外自治体や民間団体との比較値)	団体名⇒	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	葉山町	三浦市		
	まちづくり条例等の有無	○	○	○	○	○	○	○		
指標	評価	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	最終年度(27年度)			
まちづくり条例等の見直し	○	目標値	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し	条例の見直し		
◎目標を達成 ○目標に向かって前進 △横ばい ×後退		実績値	見直し	見直し	条例改正	条例運用				

評価のポイント

評価の視点	①効率性	事業費や人件費に削減余地はないか。	②妥当性	事業の目的と政策・施策体系の目標とが整合しているか。法的な根拠や公的関与の妥当性はあるか。
	③有効性	事業の成果が得られているか。事業を休止・廃止した場合影響があるか。	④公平性	受益機会が偏っていないか。受益者負担は公平・公正か。

中事業に含まれる小事業の評価(⇒個別事業の概要は裏面)

小事業名	H24決算値	評価	適切=○、要改善=△(評価の視点を参照)	⇒ 方向性	A: 充実・拡大 B: 現状継続 C: 改善・見直し D: 統合縮小 E: 廃止・休止
まちづくり推進事業	775千円	①効率性 ○ ②妥当性 ○ ③有効性 ○ ④公平性 ○	⇒ ■A □B □C □D □E		
	事業の概要	まちづくり条例等の見直し作業、まちづくり審議会の開催、自主まちづくり計画等の策定			
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E		
	事業の概要				
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E		
	事業の概要				
		①効率性 ②妥当性 ③有効性 ④公平性	⇒ □A □B □C □D □E		
	事業の概要				

事務事業の課題及び取組状況

H24年度の課題	平成23年10月の改正において規定した専門家派遣等の新たな項目の運用並びに市街地調整区域における土地利用規制等の項目について、検討が必要である。		
課題解決のための取組	平成25年1月に専門家派遣の手続等を規定した鎌倉市まちづくり条例に基づくまちづくり市民団体等への支援等に関する要綱を制定した。また、市街地調整区域における土地利用規制等の項目について、事例研究や検討を行った。	取組の結果	□解決 ■未解決
未解決の課題	市街地調整区域における土地利用規制等の項目について、財産権や合意形成等の課題があることから、引き続き検討が必要である。		

中事業の評価と今後の方向性

中事業の評価	適切=○ 要改善=△ (評価の視点を参照)	①効率性 ○	今後の方向性	A: 充実・拡大 B: 現状継続 C: 改善・見直し D: 統合縮小 E: 廃止・休止	※□事業完了
	➡	②妥当性 ○		法に基づく様々なツールの活用を視野に入れながら、市民が主役のまちづくりを進めるため、土地利用に係る施策を検討していく。	課長等名
		③有効性 ○			↓
		④公平性 ○			A

(2面) 個別事業の評価

(単位:千円)

小事業名	ザイムスコード	個別事業名	24年度予算	24年度決算値	評価⇒適切=○、要改善=△(1面の評価の視点を参照)			
					①効率性	②妥当性	③有効性	④公平性
まちづくり推進事業	主な個別事業	248 まちづくり審議会委員報酬	510	320	○	○	○	○
		247 まちづくり審議会委員報酬	306	216	○	○	○	○
		248 公聴会委員報酬	64	0	○	○	○	○
		248 開発事業説明会等専門家派遣報償	340	0	○	○	○	○
		247 都市政策専門員報償	17	0	○	○	○	○
		248 まちづくり条例に基づく専門家派遣報償	90	90	○	○	○	○
		247 まちづくり条例に基づく専門家派遣報償	60	30	○	○	○	○
		248 都市計画決定・変更図書作成業務委託	400	0	○	○	○	○
		248 まちづくり市民団体活動費助成金	150	0	○	○	○	○
	主な個別事業							
	主な個別事業							
	主な個別事業							
	主な個別事業							